

令和7年第3回瑞穂市教育委員会定例会会議録

令和7年3月25日（火）午後2時44分開議

議 事 日 程

開会及び開議の宣告

- 日程第1 令和7年第2回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について
- 日程第2 令和7年第1回瑞穂市教育委員会臨時会会議録の承認について
- 日程第3 会議録署名委員の指名について
- 日程第4 議案第6号 瑞穂市学校医、学校歯科医の委嘱について
- 日程第5 議案第7号 瑞穂市学校薬剤師の委嘱について
- 日程第6 議案第8号 瑞穂市保育所嘱託医の委嘱について
- 日程第7 議案第9号 瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免について
- 日程第8 議案第10号 瑞穂市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について
- 日程第9 議案第11号 瑞穂市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について
- 日程第10 議案第12号 瑞穂市立小中学校における1年単位の変形労働時間制に関する実施要綱の制定について
- 日程第11 議案第13号 瑞穂市立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する方針の制定について
- 日程第12 議案第14号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第13 教育長の報告
- 日程第14 そ の 他 事務局長
教育総務課長
給食センター課長
学校教育課長
幼児教育課長
生涯学習課長

閉会の宣告

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した委員

服 部 照

大 平 高 司

加木屋 加緒里

伊 藤 清 美

小 倉 真 治

○本日の会議に欠席した委員

なし

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

事務局長	佐 藤 雅 人
------	---------

教育総務課長	平 光 光 幸
--------	---------

給食センター課長	松 野 光 広
----------	---------

学校教育課長	川 田 英 樹
--------	---------

学校教育課主幹	佐 藤 文 行
---------	---------

幼児教育課長	野 口 智 子
--------	---------

幼児教育課主幹	庄 司 洋
---------	-------

幼児教育課主幹	安 藤 浩
---------	-------

生涯学習課長	野 田 秀 樹
--------	---------

生涯学習課総括主幹	伊 藤 貴 範
-----------	---------

○本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名

教育総務課主幹	島 田 将 志
---------	---------

○傍聴者

なし

開会及び開議の宣告

○教育長 ただ今より、令和7年第3回瑞穂市教育委員会定例会を開会します。

日程第1 令和7年第2回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

日程第2 令和7年第1回瑞穂市教育委員会臨時会会議録の承認について

○教育長 日程第1 令和7年第2回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、及び日程第2 令和7年第1回瑞穂市教育委員会臨時会会議録の承認についてです。

委員の皆様には事前にご確認いただいていると思いますが、異議等はありませんでしょうか。

異議等がないようですので、日程第1 令和7年第2回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、及び日程第2 令和7年第1回瑞穂市教育委員会臨時会会議録の承認については、承認することとします。

日程第3 会議録署名委員の指名について

○教育長 日程第3 会議録署名委員の指名についてです。

今回は、小倉委員よろしくお願いします。

日程第4 議案第6号 瑞穂市学校医、学校歯科医の委嘱について

○教育長 日程第4 議案第6号 瑞穂市学校医、学校歯科医の委嘱について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○学校教育課長 日程第4 議案第6号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求めるものです。提案理由は、学校保健安全法第23条第1項及び第2項の規定により、別紙の者を瑞穂市学校医、学校歯科医に委嘱するものです。

任期は2年です。もとす医師会からの推薦によるもので、多くの方が再任です。

○教育長 質問等はございますか。

ないようですので、日程第4 議案第6号 瑞穂市学校医、学校歯科医の委嘱について、可決することとします。

日程第5 議案第7号 瑞穂市学校薬剤師の委嘱について

○**教育長** 日程第5 議案第7号 瑞穂市学校薬剤師の委嘱について、を議題とします。
事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第5 議案第7号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求めるものです。提案理由は、学校保健安全法第23条第2項の規定により、別紙の者を瑞穂市学校薬剤師に委嘱するものです。

任期は1年です。もとす薬剤師会からの推薦によるもので、多くの方が再任です。

○**教育長** 質問等はございますか。

ないようですので、日程第5 議案第7号 瑞穂市学校薬剤師の委嘱について、可決することとします。

日程第6 議案第8号 瑞穂市保育所嘱託医の委嘱について

○**教育長** 日程第6 議案第8号 瑞穂市保育所嘱託医の委嘱について、を議題とします。
事務局より説明を求めます。

○**幼児教育課長** 日程第6 議案第8号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求めるものです。提案理由は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条の規定により、別紙の者を瑞穂市保育所嘱託医に委嘱するものです。

任期は2年です。もとす医師会からの推薦によるもので、全ての方が再任です。

○**教育長** 質問等はございますか。

ないようですので、日程第6 議案第8号 瑞穂市保育所嘱託医の委嘱について、可決することとします。

日程第7 議案第9号 瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免について

○**教育長** 日程第7 議案第9号 瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第7 議案第9号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条

第7号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求めるものです。提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第3号の規定によるものです。

＜非公開＞

○**教育長** 日程第7 議案第9号 瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免について、可決することとします。

日程第8 議案第10号 瑞穂市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について

○**教育長** 日程第8 議案第10号 瑞穂市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第8 議案第10号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第10号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求めるものです。提案理由は、牛牧第1保育所の閉所に伴う同所長印の廃止及び様式の所要の改正のため、規程の改正を行うものです。

別表において保育所長印の個数を5と記載していますが、牛牧第1保育所長印を廃止することに伴い個数を4に改めるものです。なお、牛牧第2保育所長印も廃止しますが、新たに牛牧保育所長印を作製するため増減はありません。また、様式中の文言に一部誤りがありましたので、今回併せて改めるものです。

○**教育長** 質問等はございますか。

ないようですので、日程第8 議案第10号 瑞穂市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について、可決することとします。

日程第9 議案第11号 瑞穂市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について

○**教育長** 日程第9 議案第11号 瑞穂市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第9 議案第11号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第10号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求めるものです。提案理由は、岐

岐阜教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例の改正により1年単位の変形労働時間制を適用する場合における所定の勤務時間以外の時間を規定するため、規則の改正を行うものです。

＜制度の詳細について資料により説明＞

規則の第41条において業務量の適切な管理について規定していますが、1年単位の変形労働時間制を適用する場合の時間外在校等時間については、月42時間、年320時間とする規定を追加するものです。

○教育長 制度を整備するかどうかは市町村教育委員会に委ねられていますが、岐阜地区の教育委員会はどこも整えようとしているところです。この制度を推し進めようというわけではありませんが、教職員から希望があった場合に対応できるよう体制を整えておくものです。

質問等はございますか。

○小倉委員 この制度の対象職員は、三六協定の対象外ということですか。

○学校教育課長 はい。この制度の対象とならない事務職員、学校栄養職員は三六協定の対象です。

＜小倉委員退席＞

○大平委員 以前教員だった頃に、夏休みに代休を取ってほしいと言われたが、夏休みは部活動の指導などで忙しいため取れないということがありました。結局、忙しい教員はこの制度を適用できないのではないのでしょうか。まずは運用していただければと思います。

○伊藤委員 個人単位で制度を適用するとなると、学校全体で勤務時間の割振りをどのようにまとめていくのでしょうか。

○学校教育課長 そのことについては、次の議案第12号で説明させていただきます。

○教育長 その他、質問等はございますか。

ないようですので、日程第9 議案第11号 瑞穂市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について、可決することとします。

に関する実施要綱の制定について

日程第 1 1 議案第 1 3 号 瑞穂市立学校における教育職員の在校等時間の上限等 に関する方針の制定について

○**教育長** 日程第 1 0 議案第 1 2 号 瑞穂市立小中学校における 1 年単位の変形労働時間制に関する実施要綱の制定について、及び日程第 1 1 議案第 1 3 号 瑞穂市立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する方針の制定について、を一括議題とします。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** まず、日程第 1 0 議案第 1 2 号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第 1 条第 1 0 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求めるものです。提案理由は、瑞穂市立小中学校における 1 年単位の変形労働時間制の実施に関し必要な事項を定めるものです。

＜要綱の詳細について資料により説明＞

先ほどの伊藤委員のご質問についてですが、教職員から提出される様式第 1 号の勤務時間割振り簿に基づいて勤務時間の割振りを行うこととなります。

次に、日程第 1 1 議案第 1 3 号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第 1 条第 1 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求めるものです。提案理由は、瑞穂市立学校における教育職員の業務量の適切な管理、健康及び福祉の確保を図るため、在校等時間の上限を定め、長期休業期間等における集中した休日の確保のための 1 年単位の変形労働時間制の導入を推進するため策定するものです。

＜方針の詳細について資料により説明＞

○**教育長** 質問等はございますか。

○**伊藤委員** この制度の仕組みや内容について、教職員が十分理解して運用する必要があると思います。申請や割振りは自動的に集計される仕組みですか。

○**学校教育課長** 自動的にというものではありません。仕組みについては確認してまた報告させていただきます。この制度の周知については、校長会を通じて既に説明をさせていただいておりますし、県教育委員会が作成した動画やマニュアル、Q & A によって教職員一人ひとりの理解を進めております。

○**伊藤委員** 「休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守すること」とありますが、学校の場合は休憩時間を取ることが難しいと思いますがどのような扱いに

なりますか。

○**学校教育課長** 変形労働時間制においては、8時間以上の勤務になることもありますので、その場合は当然休憩時間を1時間確保することを徹底していきたいと思います。

○**伊藤委員** 学校現場では休憩時間の取得自体がなじまないように思いますが、方針に明記されていることについて徹底していただきたいと思います。

○**教育長** その他、質問等はございますか。

ないようですので、日程第10 議案第12号 瑞穂市立小中学校における1年単位の変形労働時間制に関する実施要綱の制定について、及び日程第11 議案第13号 瑞穂市立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する方針の制定について、可決することとします。

日程第12 議案第14号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則について

○**教育長** 日程第12 議案第14号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○**幼児教育課長** 日程第12 議案第14号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第10号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求めるものです。提案理由は、本田小校区放課後児童クラブ及び牛牧小校区放課後児童クラブの専用区画の面積の見直しに伴い定員の増減が生じるため、規則の改正を行うものです。

本田小校区放課後児童クラブについては現行119名から147名に、牛牧小校区放課後児童クラブについては現行130名から123名に変更します。

○**教育長** 質問等はございますか。

ないようですので、日程第12 議案第14号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則について、可決することとします。

日程第13 教育長の報告

○**教育長** 日程第13 教育長の報告です。

1点目は、卒業式の子どもたちの姿についてです。先生や保育士が一生懸命に指導された姿が現れていると感じました。特に中学校の卒業生は義務教育の出口としてふさわ

しい姿をしていて、保育所や幼稚園からのそれぞれの段階での指導の積み重ねが最後の姿になっているのではないかと感じて大変うれしく思いました。先生や保育士にとっては、仕事に対するやりがいを感じる日ではないかと思います。

2点目は、瑞穂大学の閉講式についてです。今年度は健幸学部を20回、脳力活性学部を17回開催し、延べ4千人を超える方に受講していただきました。いろいろなことに挑戦したり、生きがいを持って生活することが活力を生むということを感じました。

3点目は、青少年育成市民会議第2回「市民の集い」についてです。少年リーダー5名の表彰をさせていただきましたが、地域の中で主体的に活動して後輩の手本となる姿を示していました。学校以外の場でも活躍する子どもたちこそ大事にしたいと思いました。また、家庭教育学級と子ども会の取り組みを発表する場もありました。子ども会の取り組みでは、夏祭りなどで子どもたちが活躍する場を大人が提供されていることに値打ちがあると感じました。

最後4点目は、3月議会の一般質問についてです。中学校の修学旅行の行き先決定についての質問がありましたが、各学校の教育活動の狙いに沿って学校ごとに決定しており、教育委員会で一律に決めているものではないと答弁させていただきました。

日程第14 その他

○教育長 日程第14 その他です。

事務局長。

○事務局長 私からも3月議会の一般質問の報告を簡単にさせていただきます。図書館分館への指定管理者の導入についての質問がいろいろとありました。平成30年に社会教育委員の会から瑞穂市図書館分館の充実に向けた取り組みについてという答申をいただいておりますので、指定管理者にもこれに基づいた取り組みを実施していただかなければならないのではないかと答弁しました。関連して、中山道まちづくり基本構想についても質問がありました。この構想は、美江寺宿からサンコーパレットパークを經由して呂久の小簾紅園までの中山道をどのようにつなげて賑わいを創出していくのかということですので、美江寺から呂久までをつなぐイベントとして、まずはウォークラリーを実施できないかと考えていると答弁しました。

○教育長 教育総務課長。

○教育総務課長 特にございません。

○**教育長** 給食センター課長。

○**給食センター課長** 特にございません。

○**教育長** 学校教育課長。

○**学校教育課長** 1点目は、卒業式についてです。委員の皆様にはご出席いただきましてありがとうございました。一人ひとりの子どもたちが次の学校でも安心して学べるようしっかりとサポートしていきたいと思います。

2点目は、小規模特認校制度についてです。来年度からスタートしますが、3名の児童がこの制度を利用して中小学校に就学することになりました。来年度は6月頃から周知を開始して募集を図ろうと考えております。

○**教育長** 幼児教育課長。

○**幼児教育課長** 3月22日に保育証書授与式と牛牧第1保育所の閉所に伴うありがとうセレモニー、3月24日にはなみずきこども園の竣工式がありました。委員の皆様にはご出席いただきましてありがとうございました。

次に、公私連携の生津保育所整備の関係ですが、3月7日に選考委員会においてプロポーザル審査を行い第一候補の法人が決定しましたので、3月末をめどにホームページで公表させていただく予定です。令和9年4月の開園を目指して進めてまいります。

○**教育長** 生涯学習課長。

○**生涯学習課長** 先ほど教育長からも話がありましたが、3月13日に瑞穂大学健幸学部と脳力活性学部の合同閉講式がありました。4月からは新たな学習内容を盛り込んで両学部ともスタートします。また、3月16日には、青少年育成市民会議第2回「市民の集い」が開催されました。委員の皆様にもご出席いただきましてありがとうございました。

来年度は、サンコーパレットパーク及びその周辺への指定管理者制度の導入や中学校部活動の地域クラブへの完全移行、公共図書館と学校図書館との連携といった重要な事業が控えております。既存の事業やイベントも更に充実したものになるように進めてまいりますので、引き続きご意見をいただきたいと思います。

○**教育長** それでは次回以降の予定について確認させていただきます。

第4回定例会は、4月21日（月）午後2時から、3-2会議室にて開催します。

第5回定例会は、5月27日（火）午後1時30分から、同じく3-2会議室にて開催しますのでよろしくお願いします。

閉会の宣言

○教育長 これをもちまして、令和7年第3回瑞穂市教育委員会定例会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

閉会 午後3時54分

瑞穂市教育委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年3月25日

瑞穂市教育委員会 教育長

服部 照

委員

小倉 真治

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。